

# 物品購入契約書

1 品 名

2 規格・寸法

3 数 量

4 契約金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ )

5 納入場所

6 納 期 令和 年 月 日

上記物品の購入について、発注者と受注者は、別添の条項によって契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住 所

独立行政法人水資源機構 契約職

氏 名

印

受注者

住 所

氏 名

印



(総 則)

第1条 受注者は、別冊仕様書に基づき、頭書の物品を頭書の契約金額をもって、頭書の納期までに頭書の場所に納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(納入及び検査)

第3条 受注者は、頭書の物品を納入しようとするときは、あらかじめその予定期日等を発注者に連絡するとともに、物品を持ち込んだときは直ちに納品書によりその旨を発注者に届け出るものとする。

2 発注者は、前項の届け出を受けた日から14日以内に受注者に立会を求め検査を行うものとする。ただし、受注者がこの検査に立会わないときは、発注者は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。

3 前項の検査の結果、発注者が不合格と認めたときは、受注者は、納期内又は発注者の指定した期間内にその不合格品を取り替えて再検査を受けなければならない。ただしこのために契約金額を増額し、又は納期を変更することはできない。

4 発注者は、相当と認めるときは、不合格品を取り替えることに代え、これに相当する金額について契約金額を減額することを請求することができる。

5 受注者は、発注者の承認を受けて物品を分納することができる。この場合そのつど前各項の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第4条 前条の検査に合格したときは、すみやかに物品の引渡しを受けるものとする。物品の所有権は引渡しの日をもって、受注者より発注者に移るものとし、移転前に生じた物品の滅失し損は、すべて受注者の負担とする。ただし発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

2 物品の容器又は外包の所有権は、特約ある場合のほかは物品に従う。

3 所有権の移転までに要する運賃その他一切の経費は特に定める場合を除きすべて受注者の負担とする。

(契約内容の変更)

第5条 発注者は、必要がある場合には契約内容を変更することができる。この場合において、頭書の納期又は頭書の契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者から30日以内に損害賠償の請求があれば、損害の確証あるものに限り、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価の変動)

第6条 発注者又は受注者は、納期までにインフレーションその他予期することのできない異状の事由の発生に基づく経済状況の変化により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議して契約金額その他購入条件の変更を請求することができる。

(契約代金の支払い)

第7条 受注者は、物品の検査に合格し引渡しを完了したときは所定の手続に従って契約代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、物品の完納前に、その既納部分に対する契約代金相当額を請求することができる。ただし、その請求は 回をこえることができない。

3 発注者は、前2項の規定による支払請求書を受け取ったときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に契約代金を支払わなければならない。

(代理受領)

第8条 受注者は、書面により発注者の承認を受けて契約代金の全部又は一部の請求及び受領について第三者を代理人とすることができる。

2 前項の規定により第三者を代理人としたときは、発注者は、その第三者に対して前条の規定に基づく請求金額を支払うものとする。

3 前項の場合においてその第三者は、受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人である旨を明記し、請求及び受領についての委任状を添付しなければならない。

(契約不適合責任等)

第9条 受注者は、物品の所有権移転後 間その物品の品質、構造及び性能の保証をするものとする。この期間内に当該物件につき、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対して当該物品の取り替え又は修補を請求することができる。

2 前項の規定は、発注者が契約不適合により損害を被った場合における損害賠償の請求を妨げない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 受注者の責に帰すべき事由により、頭書の納期までに物品を納入することができないときは、受注者は、その事由を付して発注者に届け出るものとする。この場合期限後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、受注者から遅延利息を徴収することを条件として納期を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間内に契約代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対してこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第10条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(検査の遅延)

第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第3条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差引くものとし、又当該遅延日数が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ第10条第3項の規定により計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(納期の延長等)

第12条 天災その他受注者の責めに帰することができない事由で頭書の納期までに物品の完納ができない場合は、受注者は、発注者に対してあらかじめその事由を詳記して納期の延長若しくは契約の一部変更又は解約を求めることができる。この場合、発注者は、その請求が正当であると認めるときはこれを承諾する。ただし、その延長日数及び変更内容については、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第2条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書の納期までに又は期限後相当期間内に物品を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 検査に際し受注者若しくはその代理人又は使用人等が係員の職務執行を妨げたとき、又は受注者若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があると認められたとき。
- 四 前各号のほか、受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完納させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達

することができないとき。

六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 受注者が第16条又は第16条の2第1項各号に規定する事由なしに本契約の解除を申し出たとき。

十 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条又は前項の場合において、既に納入した物品で検査に合格したものは発注者の所有と



することができる。この場合において、発注者は当該物品の契約代金相当額を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前二条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、第13条又は第13条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。この場合の損害賠償については第5条第2項の規定を準用する。

2 第13条の2第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは直ちに契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定により発注者が契約内容を変更したため頭書の契約金額が3分の

2以上減少したとき。

二 発注者が契約に違反し、その違反により物品の納入を完了することが不可能となったとき。

2 第5条第2項及び第13条の2第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(延滞金等)

第17条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金（以下「違約金等」という。）を発注者の指定した期間に支払わないときは、発注者は、当該金額に対し債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 違約金等及び延滞金は、受注者に対する支払代金額と対等額につき相殺することができる。

(専属的合意管轄)

第18条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項等)

第19条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。